

平成 26 年度における全国職業訓練実施計画

平成 26 年 5 月 30 日

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が、法第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練（離職者訓練）」という。）等多岐にわたること等を踏まえ、特定求職者が職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、求職者支援訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 平成 25 年度における職業訓練をめぐる状況

現下の雇用失業情勢は、一部に厳しさがみられるものの改善が進んでいる状況であった。

平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月末現在で、新規求職者のうち、特定求職者に該当する可能性のある者の数は 3,082,088 人。

平成 25 年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練） 140,284 人（平成 26 年 3 月末現在）
- ・ 求職者支援訓練 74,972 人（平成 26 年 3 月末現在）

平成 25 年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）

施設内訓練	81.7%
委託訓練	69.6%
- ・ 求職者支援訓練

基礎コース	82.2%
実践コース	82.5%

注 施設内訓練は平成 25 年 12 月末までに、委託訓練は平成 25 年 11 月末までに、求職者支援訓練の基礎コース及び実践コースは平成 25 年 4 月以降に開始し、同年 11 月末までに、終了した訓練の訓練終了後 3 か月までの就職率。

3 平成 26 年度における職業訓練の実施方針

雇用失業情勢は改善が進んでいるものの、一部に厳しさがみられる状況が

続くことが想定されることから、離職者を対象とする職業訓練については、平成 26 年度においても、成長が見込まれる分野における人材育成に重点を置きつつ実施する。

また、職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価基準や民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の関連インフラの更なる整備及び普及も進めていくこととする。

さらに、引き続き、東日本大震災に伴い離職した者等の再就職を支援するため、震災対策特別訓練コースの設定など、被災地や被災した者の受入先等における公的な職業訓練を機動的に実施することとする。

(1) 公共職業訓練（離職者訓練）

① 実施規模と分野、就職率に係る目標

- ・ 平成 26 年度においては、訓練定員数（約 163,000 人程度）を確保している。
- ・ これまでの訓練実施分野及び規模を基準としつつ、介護・福祉、情報通信などの成長が見込まれる分野に重点をおいて実施する。また、公共職業訓練（離職者訓練）の実施主体である独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び都道府県は、都道府県労働局、公共職業安定所等と連携し、求人ニーズに沿った職業訓練コースを設定する。
- ・ 公共職業能力開発施設の施設内訓練においては、ものづくりの基本となる技能を習得するための職業訓練も引き続き実施する。
- ・ 委託訓練については、都道府県において、介護・福祉、医療、子育て、情報通信等の全国的に成長が見込まれる分野の職業訓練に加え、環境・エネルギー等の新たに雇用の創出が期待される分野の職業訓練コースを充実させ、また、長期の職業訓練コースの実施に努める。
- ・ これらにより、就職率は、施設内訓練で 80%、委託訓練で 70%を目指す。

② 訓練修了者等に対する就職支援等の充実

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）の受講者に対しては、公共職業安定所におけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。
- ・ 訓練実施機関等において、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの機会を設けるとともに、訓練期間中から訓練修了後までにおいても、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を生かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。
- ・ また、訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード（評価シートを含む。）等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極

的に取り組んでいく。

(2) 求職者支援訓練

① 実施規模と分野、就職率に係る目標

- ・ 平成 26 年度においては、非正規雇用労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう 77,000 人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 118,500 人を上限とする。
- ・ 訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を中心とする（求職者支援訓練の 70%）。
- ・ その際、成長分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。東日本大震災の被災者、未就職のまま卒業することとなった新卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。
- ・ 訓練認定規模の割合は、以下のとおりとする。

イ 基礎コース 訓練認定規模の 30%

ロ 実践コース 訓練認定規模の 70%

うち介護系

実践コース全体の訓練認定規模の 25%程度

医療事務系

実践コース全体の訓練認定規模の 10%程度

情報系

実践コース全体の訓練認定規模の 10%程度

その他の成長分野（農業、環境、観光等）等

実践コース全体の訓練認定規模の 55%程度

- ・ 実践コースの「その他の成長分野（農業、環境、観光等）等」について、成長分野や基幹産業でより横断的に活用できる技能の習得や安定した就職の実現に資するよう、各地域の状況や工夫に応じて主体的に独自の訓練分野や特定の対象者を念頭に置いた訓練等を設定する地域ニーズ枠を地域において設定することを推進する。平成 26 年度は可能な範囲で取り組むものとし、平成 27 年度から全ての都道府県の地域職業訓練実施計画で地域ニーズ枠を設定することとする。地域ニーズ枠の設定に当たっては、公共職業訓練（離職者訓練）の訓練規模、分野及び時期も踏まえた上で設定を行うこととする。
- ・ 求職者支援訓練のうち、次の上限値以下で地域職業訓練実施計画が定めた割合までは、当該都道府県で求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練を認定する。

イ 基礎コース

上限値 10%

(岩手県、宮城県、福島県は 上限値 30%)

ロ 実践コース 上限値 20%

(岩手県、宮城県、福島県は 上限値 30%)

注1 求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、1か月ごと又は四半期ごとに認定する(地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。)ものである。

申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、

イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから

ロ 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。

注2 本計画において示した内容は、全国での目標であるが、地域職業訓練実施計画においては、次のイからハマまでに掲げる事項を除き、地域訓練協議会での議論を踏まえ、地域の実情に応じて異なる設定とすることができる。

イ 都道府県別の訓練認定規模を超えてはならないこと

ロ 基礎コースの割合を30%超としてはならないこと

ハ 新規参入枠は上に掲げた値を超えてはならないこと及び全く新規参入枠を設定しないものとしてはならないこと。ただし、実践コースにおいて、地域ニーズ枠については、全て新規参入枠とすることも可能とすること

- ・ これらにより、平成26年4月1日以降に開講する求職者支援訓練から、雇用保険適用就職率は、基礎コースで55%、実践コースで60%を目指す。
- ② 訓練修了者等に対する就職支援等の充実
 - ・ 求職者支援訓練の受講者に対しては、公共職業安定所におけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。
 - ・ 求職者支援訓練の受講者には、長期失業者や正社員経験が少ない者も少なくないことから、職業訓練により知識や技能を高めることはもとより、訓練修了者の就職に向けてもきめ細かい支援が必要である。
 - ・ このため、訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの機会を設け、訓練修了後の就職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を生かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。
 - ・ また、訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード(評価シートを含む。)等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。
 - ・ なお、訓練修了後、直ちに就職活動に入らず、引き続き技能向上のための公共職業訓練(離職者訓練)の受講を希望する者に対しては、関連する訓練情報を提供し、円滑な受講に向けた支援を行う。

(3) 推進体制

- ・ 公共職業訓練(離職者訓練)と求職者支援訓練を合わせた訓練規模、分

野及び時期において職業訓練の機会や受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国や都道府県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。

- ・ このため、平成 26 年度においても、地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。
- ・ 地域訓練協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキング・チームを開催する。
- ・ このほか、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの着実な実施等に資するため、地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発の在り方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。
- ・ 平成 25 年 12 月末に取りまとめられた労働政策審議会（職業安定分科会雇用保険部会及び職業能力開発分科会）の報告書を踏まえ、平成 26 年度から求職者支援制度の見直しが施行されたところであり、必要な訓練の質及び量の適切な確保やより安定した就職の実現に向けた取組をさらに推進する。
- ・ 求職者支援訓練の訓練規模を踏まえ、安定した就職の実現に資する分野での訓練がより設定されるよう努めるものとする。
- ・ 今後とも、中央訓練協議会を開催し、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。